

お客様各位

平成28年12月1日

大和高田市商連協同組合

## 払戻しに関するお知らせ

資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、当組合発行前払式支払手段について下記の要領で払戻しをいたします。

(払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号)

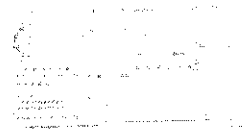
大和高田市商連協同組合

(払戻しの対象となる前払式支払手段の種類)

大和高田市商連協同組合共通商品券 (額面 500円)

表

裏



(払戻し申出期間)

平成28年12月1日9時～平成29年3月31日17時迄

※ 当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

(払戻し申出方法)

商品券の現物を代表理事(金水堂)又は、会計理事(ヒラタ美容室)に持参して下さい。払戻し箇所は2箇所で行いますので、前もって電話等をお願い致します。

(支払い方法)

申出と同時に、商品券現物の確認を行い、額面金額を現金で交付いたします。

(お問い合わせ先)

大和高田市商連協同組合

● 〒 635-0082 大和高田市本郷町 8-30

米田佳嗣 (金水堂)

電話 0745-52-2743

FAX 0745-52-2743

(9時～17時)

● 〒 635-0084 大和高田市北片塩町 7-3

平田敏雄 (ヒラタ美容室)

電話 0745-52-0212

FAX 0745-52-0212

(9時～17時) ※ 定休日の都合上どちらかにお電話下さい。

ホームページ <http://www5.kcn.ne.jp/~syoren/index.html>